

令和8年 No.47

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定について

改正理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月26日 事務協議会 改正内容確認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規則第28号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (事務組織) 第2条 本学に、庶務、会計、教務、学生の厚生支援、施設、学術情報、学部、機構及び附属学校等に関する事務を処理させるため、事務局、<u>法人戦略室</u>及び監査室を置く。 〔省略〕 (係) 第6条 第2条の室及び第4条の課に、別表に掲げる係を置く。 〔省略〕 (総務課) 第14条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 〔省略〕 2 広報・基金室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。 <u>(2) 広報基金本部の業務に関し、連絡調整すること。</u> <u>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信（入試課及び法人戦略室の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(4) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告（法人戦略室の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(5) 東京学芸大学基金（財務課の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(6) 東京学芸大学同窓会及び辟雍会（東京学芸大学全国同窓会）等との連携協力に関すること。</u> <u>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(8) その他広報及び基金の獲得に必要な事項に関すること。</u> 〔省略〕	〔省略〕 (事務組織) 第2条 本学に、庶務、会計、教務、学生の厚生支援、施設、学術情報、学部、機構及び附属学校等に関する事務を処理させるため、事務局、<u>経営企画室</u>及び監査室を置く。 〔省略〕 (係) 第6条 第2条の室及び第4条の課に、別表に掲げる係を置く。 〔省略〕 (総務課) 第14条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 〔省略〕 2 広報・基金室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。 <u>(2) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信（入試課及び経営企画室の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(3) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告（経営企画室の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(4) 東京学芸大学基金（財務課の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(5) 東京学芸大学同窓会及び辟雍会（東京学芸大学全国同窓会）等との連携協力に関すること。</u> <u>(6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(7) その他広報及び基金の獲得に必要な事項に関すること。</u> 〔省略〕

第4節 法人戦略室

(法人戦略室)

第24条 法人戦略室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法人の戦略企画に関する事。
- (2) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (3) 戦略評価本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (4) 大学の点検評価に関する事。
- (5) 学内の教育研究組織の整備に関する事。
- (6) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告（総務課の所掌に属することを除く。）に関する事。
- (7) I Rに基づいた諸活動の推進に関する事。
- (8) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

〔省略〕

(法人戦略室長)

第29条 法人戦略室に室長を置く。

2 法人戦略室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

〔省略〕

別表（第6条関係）

〔省略〕		
<u>法人戦略室</u>		調査係 評価企画係
〔省略〕		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第4節 経営企画室

(経営企画室)

第24条 経営企画室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 全学戦略・広報本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 大学の点検評価に関する事。
- (4) 学内の教育研究組織の整備に関する事。
- (5) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告（総務課の所掌に属することを除く。）に関する事。
- (6) I Rに基づいた諸活動の推進に関する事。
- (7) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

〔省略〕

(経営企画室長)

第29条 経営企画室に室長を置く。

2 経営企画室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

〔省略〕

別表（第6条関係）

〔省略〕		
<u>経営企画室</u>		調査係 評価企画係
〔省略〕		